

飼い犬に装着したマイクロチップが 犬鑑札の代わりになります



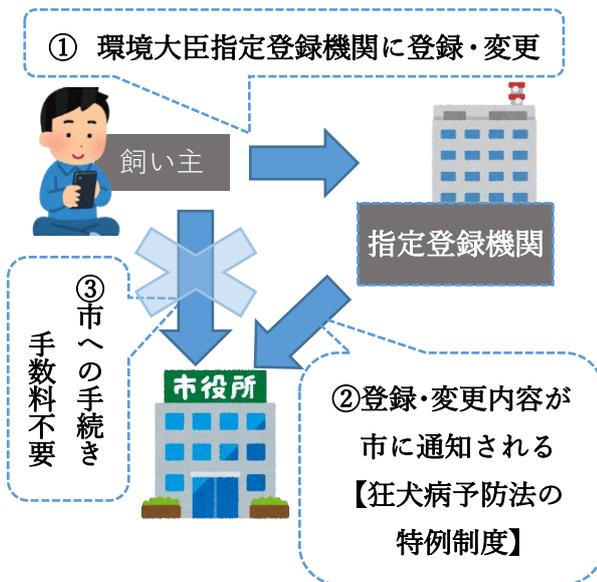
マイクロチップが装着された犬を

「**犬と猫のマイクロチップ情報登録**」することで

役所での犬の登録手続きや犬鑑札が不要になります。

犬の飼い主はこれまで有田市に犬の登録手続きをし、鑑札の交付を受ける必要がありましたが、マイクロチップが装着された犬については令和6年4月から「**環境大臣指定登録機関**」である犬と猫のマイクロチップ情報登録システムにて所有者登録・変更の手続きをすることで、役所窓口での手続きが不要になります。その場合は、装着しているマイクロチップが鑑札とみなされます。

❗ただし、マイクロチップを装着していない場合やマイクロチップを装着していても指定登録機関へのマイクロチップ情報登録を行っていない場合は、これまでどおり市への登録手続きが必要です。従来の鑑札交付を伴う有田市への犬の登録手数料は3,000円です。



この場合マイクロチップ情報登録はどうなるの？Q&A

Q① 犬を購入したときは？

A① 所有者変更の手続きをしてください。

ブリーダーやペットショップから、犬と一緒に「登録証明書」が渡されますので「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で所有者情報の変更を行ってください。登録完了後、新たに発行された「登録証明書」は今後の手続きの際に必要ですので大切に保管しておきましょう。

*令和6年4月以降に変更の手続きをした場合は、指定登録機関から有田市に登録情報が入りますので、市への犬の登録手続きは不要です。

*犬の首輪につける鑑札の交付はありません。市への犬の登録手数料も不要です。

Q② すでに犬を飼っているが何か変更はあるのか？

A② すでに有田市で犬の登録を行い鑑札を取得している場合は、マイクロチップ装着の有無に関わらずこれまで通り鑑札を装着してください。令和6年4月以降にマイクロチップ情報登録・変更を行った場合はマイクロチップが鑑札とみなされますので、交付していた鑑札は失効しマイクロチップが鑑札の代わりになります。失効した鑑札は交付を受けた市町村に返却してください。

🐾「**マイクロチップ情報の変更**」とは？

飼い主の住所や電話番号を変更したとき、飼い犬が死亡したときなどです。令和6年4月以降に指定登録機関において上記の変更を行った場合は、役所窓口への届け出は不要となります。

マイクロチップについてのQ&A



Q. マイクロチップとは？

A. マイクロチップとは、直径1.2mm、長さ8.0mm程度の小さな電子標識器具です。動物の皮下に注射器で装着します。専用のリーダー（読取器）で15桁の固有の番号を読み取ることができます。登録機関に登録されている情報と照合することで、飼い主を特定できます。安全性が高い動物の個体識別（身元証明）方法として、世界的にも広く普及しています。

Q. 以前から飼っている犬も装着しなければならないの？

A. 令和4年5月31日以前から飼っている犬、他者から譲り受けた犬については、マイクロチップの装着は必須ではなく努力義務となります。ただしマイクロチップを装着しておくこと、迷子や災害等で犬と離れてしまった時に、飼い主の元に帰れる可能性が高まるというメリットがあります。マイクロチップの装着を希望する場合は、最寄りの動物病院で装着してもらい、環境大臣指定登録機関にマイクロチップ情報の登録をしてください。

Q. マイクロチップ情報を登録した犬を譲渡する場合に気を付けることはありますか？

A. 登録時にダウンロードできる登録証明書を譲渡する犬と一緒に渡し、新しい飼い主にマイクロチップ情報の所有者変更を促してください。

Q. 市外に転出の場合はどんな手続きが必要？

A. 転出先の市町村にお問合せください。

Q. 「犬と猫のマイクロチップ情報登録」とは？

A. 販売される犬・猫のマイクロチップ装着・登録の義務化に伴い、令和4年6月1日から始まったマイクロチップ情報登録ウェブサイトです。環境大臣指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会の以下サイトまたは、郵送において登録が行えます。

マイクロチップ情報の登録、所有者変更には手数料がかかります。

（オンライン：400円、郵送：1400円）

ただし飼い主の住所変更や、犬や猫が死亡した場合の届け出には手数料はかかりません。

Q. 猫を飼う時は？

A. 猫は市町村への登録義務はありません。購入や譲渡の際には犬と同じようにマイクロチップ情報の登録をしてください。

マイクロチップを装着した犬も、1年に1回の**狂犬病予防接種**と**注射済票の装着**を引き続き行ってください。



【お問合せ先】登録用ウェブサイト（QRコードまたはURLから登録してください）

<https://reg.mc.env.go.jp>

環境大臣指定登録機関 公益社団法人 日本獣医師会

☎ 03-6384-5320

受付時間：午前9時～午後6時

月～土曜（日・祝・1/1～1/3除く）



その他お問合せは 有田市役所 健康推進課まで 0737-82-3223